ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業における事務フロー図

貸付対象者

県又は各市が実施する『高等職業訓練促進給付金』の支給を受ける方であり、かつ、福島県内に住民登録をしている方であって、養成機関の課程を修了後、県内において、取得した資格が必要な業務に従事しようとする方

入学準備金 貸付申請

①貸付申請書（様式１）
②連帯保証人（様式１裏）
③世帯全員の記載のある住民票の写し
④高等職業訓練促進給付金の支給決定通知書の写し
⑤養成機関の入学・在学を証明する書類
（合格決定通知書の写し、在学証明書の写し）
⑥連帯保証人の直近の年間収入を証明する書類
（源泉徴収票の写し、市町村課税証明書）
⑦その他県社協会長が必要と認める書類

入学準備金 貸付決定

①借用証書（様式３）
②送金口座（申込・変更）申請書（様式４）
（通帳の写し添付）
③個人情報の取扱（同意書）（様式５）
④印鑑登録証明書

入学準備金 貸付

養成機関在学中

【出席状況報告書】
・７月、１０月、１月、４月の年４回各月の１４日まで提出
※高等職業訓練促進給付金の報告時に提出したものの写し

・退学・休学・停学等 ・貸付辞退

《退学・休学・停学したとき》
・貸付要件変更届（様式７）

《貸付を辞退したとき》
・高等職業訓練促進資金貸付辞退届（様式８）

養成機関の課程を修了

・修了証書の写し又は修了届（様式９）

資格取得・登録

・資格取得届（様式１０）
・免許証等の写し

県内に就職（取得した資格が必要な業務に従事）

【提出書類】
①現況報告書（様式１０）
②返還猶予申請書（様式１５）

【業務の従事先（勤務先）を変更したとき】
①届出事項変更届（様式６）
②現況報告書（様式１０）

翌年度以降

【毎年4月14日まで提出】
・現況報告書（様式１１）

◆5年間継続して業務に従事
◆業務上の事由による死亡、心身の故障
↓
貸付金の全額返還免除

【貸付金の全額返還免除】
・返還免除申請書（様式１２）
・現況報告書（様式１１）

【貸付契約解除】

①養成機関を退学したとき。
②養成機関在学中に再婚したとき。
③心身の故障のため修学継続の見込みがなくなったとき。
④休学又は停学の期間が１年を超えるとき。
⑤貸付契約の解除を申し出たとき。
⑥貸付を辞退するとき。
⑦虚偽その他不正な方法により貸付を受けたことが明らかになったとき。
⑧死亡したとき。
⑨その他貸付けの目的を達成する見込みがなくなったとき。

【返還猶予】

①貸付契約を解除された後も引き続き当該養成機関に在学しているとき
②養成機関の課程を修了後、さらに他種の養成機関において修学しているとき
③取得した資格が必要な業務に従事しているとき
④災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき

【貸付金の返還猶予】
・届出事項変更届（様式６）（再就職したとき）
・現況報告書（様式１１）
・返還猶予申請書（様式１６）
・やむを得ない事由が確認できる書類

【貸付金の返還】

①貸付契約が解除されたとき（実施要綱第１１）
②借受人が養成機関の課程を修了し、かつ、資格を取得した日から１年以内に県内において業務に従事しなかったとき。
③借受者が業務に従事する意思がなくなったとき
④業務外の事由により死亡し又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき
⑤虚偽その他不正な方法により貸付を受けたことが明らかになったとき

【貸付金の返還】
・返還計画申請書（様式１４）（「貸付金の返還」⑤を除く）
・現況報告書（様式１１）

【貸付金の全部又は一部返還免除】
・返還免除申請書（様式１２）
・届出事項変更届（様式６）
・現況報告書（様式１１）

就職準備金 貸付申請

①貸付申請書（様式１）
②連帯保証人（様式１裏）
③世帯全員の記載のある住民票の写し
④高等職業訓練促進給付金の支給決定通知書の写し
⑤養成機関の課程を修了したことを証明する書類
（修了証書の写し又は修了届（様式９））
⑥資格取得を証明する書類
（免許証等の写し又は資格取得届（様式１０）
⑦連帯保証人の直近の年間収入を証明する書類
（源泉徴収票の写し、市町村課税証明書）

就職準備金 貸付決定

①借用証書（様式３）
②送金口座（申込・変更）申請書
（様式４）（通帳の写し添付）
③個人情報の取扱（同意書）
（様式５）
④印鑑登録証明書

就職準備金 貸付

入学準備金の貸付と同様の手続き